

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令要綱

第一 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこと。（本則関係）

第二 石油コンビナート等特別防災区域として新たに東京国際空港地区を指定するとともに、石油コンビナ

ート等特別防災区域のうち名古屋港臨海地区及び和歌山北部臨海北部地区について区域の拡張を行い、和歌山北部臨海南部地区及び松山地区について区域の縮小を行うこと。（別表関係）

第三 この政令を公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

第四 罰則の適用について所要の経過措置を定めること。（附則第二項関係）

第五 広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこと。（附則第三項関係）